

面的集積優良事例調書

三重県

1 地区名： 三重県松阪市藤之木地区（農事組合法人 コスモス）

（事例の概要）ほ場整備を契機に任意組合藤之木生産組合を立ち上げ、転作を中心とした全員参加型の集落営農を開始した。その後、組織強化のために法人化、近年では、特定農業法人となり、集落の農地を長期に利用権設定し、組織の安定化に努めている。

2 地区の農業概要

- ① 農家戸数 46戸（ 専業6戸、Ⅱ種兼業40戸 ）
- ② 耕地面積 63ha（ 田 55ha、畑 5ha 樹園地 3ha）
- ③ 主要作目（19年度） 水稻6ha、その他部分受託
小麦52ha、大豆50ha（周辺農家の作業受託を含む）
- ④ 担い手農家 1法人（うち認定農業者 1法人）（農事組合法人 コスモス）
- ⑤ 集積面積 40.6ha
（利用権40.0ha、作業受託 0.6ha）
うち面的集積面積 38.2ha
（利用権38.2ha）

3 取組の特徴

① 経緯

昭和63年度からの周辺集落も含めた県営ほ場整備の実施を契機に松阪市藤ノ木地区は全戸参加型の集落営農組織（任意の機械利用組合）を平成4年に設立、その後、国の米政策に併せ平成14年から法人化し、周辺地区の小麦、大豆等転作も受託し、経営規模の拡大を図っている。現在では特定農業法人となり地区内農地を利用権設定し、農地集積している。

② 成果

農事組合法人コスモスへの農地利用集積は、転作作物の麦、大豆だけでなく水稻部分にも波及し、作物毎の不安定な作業受託から、長期間の利用権設定に移行され、法人の安定的な農業経営が可能となった。

4 今後の課題

将来的には、組織の安定のため機械利用組合の法人化が課題であったが、平成20年に地域の合意を得て特定農業法人となった。

今後は、21世紀に生き残れる集落営農システムづくり、明るく美しい住みよい地域社会づくり、村の良さを伝える文化の郷づくりを目指して、安定的な農業経営だけでなく地域づくりを含めた経営を行うことが課題である。



面的集積モデル事業
対象地区の範囲



利用権設定等のほ場



長期（6年以上）面的集積
助成対象ほ場

